

世田谷区立烏山中学校 部活動に関する活動方針

令和3年4月28日

学校における部活動の方針	<p>1 部活動は、共通の目標を掲げた仲間同士が、学級・学年の枠を超えた異学年集団との交流を通じ、生徒同士、教員と生徒等の良好な人間関係をつくり、自己肯定感の向上を目指し、教育目標達成に向けて学校教育の一環として行われる活動である。</p> <p>2 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものとする。</p> <p>3 開設する部活動については、部員数及び顧問・部活動支援員の配置状況等の観点から総合的に判断して決定する。</p> <p>4 世田谷区の方針に則り、生活指導部を中心に、学校全体として組織的、合理的でかつ効率的・効果的に実施する。</p> <p>※体罰及び不適切な行為は、どのような場面においても許されないものであり、絶対に行ってはならない。</p> <p>※熱中症事故防止の観点から、気温、室温、生徒の体調等を十分に把握して対応する。</p>
適切な休養日等の設定方針	<p>○学期中の活動…平日、週休日ともに少なくとも1日を休業日に充て、週当たり2日以上の休養日を設ける。</p> <p>○長期休業中の活動…学期中の活動に準じるが、長期休業を利用し生徒が多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間を必ず設定する。</p> <p>※夏季休業日中の学校休業日は、全ての部活動を休養とする。</p> <p>○活動時間…1日の活動時間は、長くても学期中の平日は2時間程度、週休日（祝日を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的で効率的・効果的な活動を行う。</p> <p>※対外試合や大会前の特別な練習では、事後に十分な休養日を設定する条件で、校長の許可を得て特別に計画を組むことができる。</p>
設置されている運動部活動名	<ul style="list-style-type: none">・サッカーチーム・野球部・陸上競技部・男女ソフトテニス部・バドミントン部・女子バレー部・女子バスケットボール部・男子バスケットボール部・卓球部・剣道部
設置されている文化部活動名	<p>・吹奏楽部</p> <p>・演劇部</p> <p>・美術部</p> <p>・日本文化部</p> <p>■特色ある部活動</p> <ul style="list-style-type: none">・ボランティア部…兼部を認め、地域ボランティアだけでなく、都立久我山青光学園との交流を行う。 <p>(令和2年度より烏山中学校生徒であれば誰でもボランティアに参加できる体制にしました。</p> <p>そのため、令和元年度までボランティア部に所属していた生徒のみボランティア部への入部を認めることとし、令和3年度末をもってボランティア部を廃部とします。)</p>